



ウィズ・ユー水戸元吉田 ご案内



～目次～

◆ 施設のご説明

1.	ウイズ・ユーについて	…	04
2.	ウイズ・ユーの運営方針	…	05
3.	療育内容	…	06
4.	療育支援	…	08
5.	1日の流れ	…	09
6.	フロアマップ	…	10
7.	ウイズ・ユーご利用の流れ	…	11
8.	ご利用料金	…	12
9.	Q & A	…	13

◆ 参考資料

1.	サービス利用の流れ	…	15
2.	ご利用に関して	…	16
3.	相談支援事業所とは	…	18
4.	セルフプランとは	…	19

施設のご説明



ウィズ・ユーについて

事業所名

放課後等デイサービス ウィズ・ユー水戸元吉田

対象サービス/対象者

- ・放課後等デイサービス / 小学校1年生～高校3年生
- ・受給者証をお持ちの方。

定員数及び配置スタッフ数

利用定員10名 ☆スタッフの配置3名～5名配置

営業日、サービス提供時間

<営業日>	月～土曜日・祝日
<サービス提供時間>	
平日	13:30～17:30
土曜・祝日・長期休暇	10:30～16:00

※時折、ご家族様のご要望により前後する場合がございますが、その際はスタッフを配置しご対応させていただきます

～学校と家庭の間を補完する。障害を持たれる児童へのサードプレイス～

児童にとって自宅と学校の架け橋になれるように、当施設では学校授業終了後や休業日に生活能力の向上の為に必要な訓練や社会との交流の促進など多様なメニューを設け、本人・保護者様の希望を踏まえた安全・安心なサービスを提供します。

ウィズ・ユーの運営方針

ウィズ・ユー にはいろいろな意味があります。

★ WITH ★

ともに成長するという意味のウィズ
一人じゃないんだよ、という気持ちのウィズ
そして、私は（私たちは）あなたと共に、あなたの成長を見守ります。

★ WE'S ★

私たちの子供という意味のウィズ
教室ではみんな家族なんだ、という気持ちのウィズ

★ WIZDOM ★

知恵という意味のウィズ
みんなで知恵をしばって、良くしていきましょう、という気持ちのウィズ

～ ウィズ・ユー 運営方針 ～

- 一、利用者様を第一と考え、
常に快適で満足していただける空間を提供致します
- 二、利用者様を尊重し、
社会的自立の形成を育めるようサービス提供を致します
- 三、利用者様の気持ちを癒し
常に楽しい心持でお帰りいただけるよう鋭意努力致します

療育内容①

お子様が主役となって自発的に活動ができるように
ご支援させていただきます。



社会的スキル
他人と共存してすることができるように
複数人でコミュニケーションを図ります。

学習スキル
宿題はもちろん！
計算・読み書きのプリント等
レベルに応じて取り組みます。

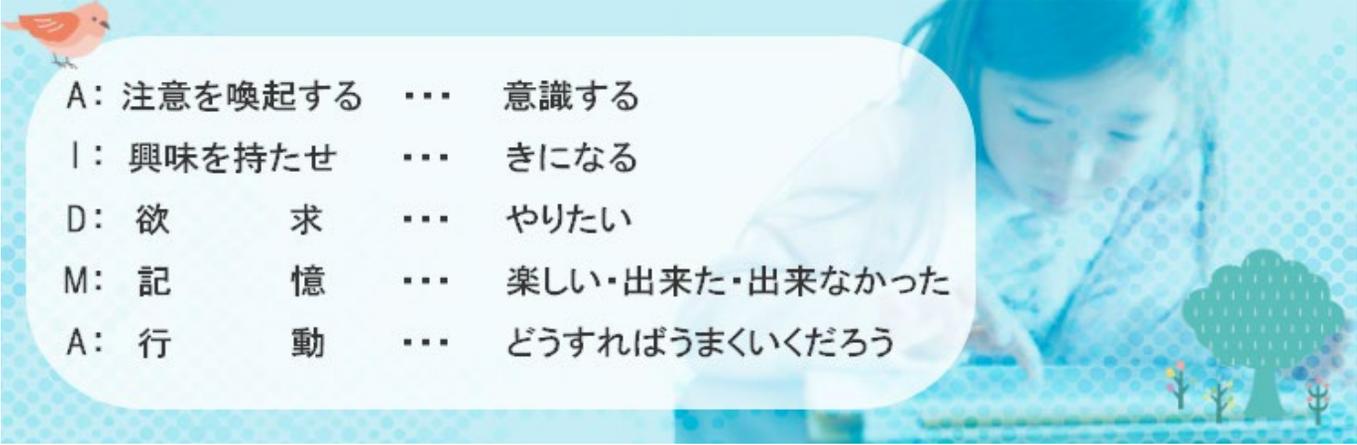
生活スキル
片付けやお菓子作りから、
お金・時間の管理まで
時には、電車やバスに乗って
お出かけもします。

プログラムを用意しておりますが、無理に強いるという事はしません。
そのため、強制的に「みんなで一緒に体操」や「みんなで歌を歌う」ことは
行いません。数あるプログラムの中から、自己決定や自己選択を促し、
自発的にプログラムに取り組めるよう支援いたします。

お子様の将来のことを考えた時に欠かせないのが自主性です。
個別、集団活動・外出活動の「きっかけ」を作り、お子様が失敗や成功を
積み重ね社会に積極的に参加、共存できるように支援いたします。

療育内容②

AIDMA(アイドマ)の原理を応用した個別対応



A: 注意を喚起する	…	意識する
I: 興味を持たせ	…	きになる
D: 欲 求	…	やりたい
M: 記 憶	…	楽しい・出来た・出来なかった
A: 行 動	…	どうすればうまくいこう

Attention -注意-

自己防衛の欲求が強いお子様には、カードやボードゲーム等のツールも用います。言語やダイレクトコミュニケーションだけではなく、非言語、間接的なアプローチにより、お子様に無理強いすることなく溶け込んでいただけます。

Interest -興味-

特定の対象物に強く惹かれているお子様もいらっしゃいます。まずスタッフはその対象物を探します。対象物を共有できる状況をつくり、たくさん会話して出来たことを具体的に褒めてお子様に自信をつけていただきます。

Desire -欲求-

共有ができると更に一緒に共有したくなり、特定な物や人にこだわりも出てくるでしょう。職員は他のお友達も誘い、活動を通して触れ合う機会をもうけます。

Memory -記憶-

利用を通して施設での環境に少しずつ慣れることで、感情も安定します。「また、一緒に〇〇したい！」と思うようになれば、自発的にスタッフやお友達を誘うようにお子様へ言葉をかけます。

Action -行動-

新たなルールや別の遊びを提案し、お子様とたくさんお話することで、お子様のやりたいことを職員、お友達に教えていただけます。繰り返すことで、その環境に慣れて安定していきますので、次のステージを目指すことができます。

療育支援

和歌山大学教育学部教授:米澤 好史 監修

和歌山大学教育学部×ウィズ・ユー 「ウィズ・ユー」支援マニュアル 共同研究開始

～こどもの特性・関係性を理解し、特性・関係性に合った支援をする～

共同研究を依頼した経緯

子どもたちが成人になると私達と同じく社会人として仕事に努めます。そこで必要な社会スキルは一体何なのか？放課後等デイサービスには運動・音楽・勉強などに特化した様々な事業所がありますが、ウィズ・ユーでは「子どもたちが将来、自立した日常生活を過ごすこと」が放課後等デイサービスの最も果たすべき役割だと考えております。「個別支援」に力を入れ、一人ひとりの性格や特性に合わせたプログラムを提供することで、更なる社会スキルを身につけることができると考えております。

その為には、児童の特性を理解し正しい知識のもとサービスを提供しなければなりません。子どもたちにより良いサービスを提供するためには専門家の助言が必要であると考えました。そこで、これまで「発達障がい・愛着障がい」の研究に力を注いでおられる米澤教授へ共同研究を依頼したところ「適切な支援方法を広げたい」と利害が一致し快諾頂けました。

自己紹介

現役 和歌山大学教育学部教授
米澤 好史（よねざわ よしふみ）

臨床発達心理学・実践教育心理学・臨床認知心理学を専門としております。今まで、心のメカニズム、さまざまな特性を分析し、それを活かすことを念頭に、特にこどもの理解とその支援を中心に実践研究をしてきました。子育て支援、こどもの攻撃性への支援、不登校支援、学力向上支援、理解と思考の支援、意欲支援、人間関係支援などを通して、今、一番、力を入れているのは、発達障害、愛着障害への支援です。混同されやすい発達障害と愛着障害をしっかりと峻別し、こどもに合った支援をするために、支援者へのアドバイスに全国彼方此方、走り廻っております。

共同研究で社会に広めたいことや願い

まずは放課後のこどもたちにすばらしい居場所を提供できること。ウィズ・ユーと私の共同研究の成果が、放課後デイ支援のあり方として、モデルとなるスタンダードとなっていくことが願いです。そして、こどもの特性をこどもとかかわるすべての人、すなわち、親御さんも支援者も学校関係者もしっかり理解して、そのこどもさんに合った支援がどこでもだれにでもできるようになることを願っています。



モットー：現場主義！

連日、保育所・幼稚園・小中高等支援学校・施設等に出かけて、支援、アドバイスをしています。『支援者が元気が出て納得できるアドバイスが信条です』

1日の流れ(放課後等デイサービス)

平日（学校終わり）		土曜、祝日、長期休暇	
13:00～	お迎え 随時 (学校により時間が異なります)	9:00～	お迎え
来所後	サービス提供開始	来所後	サービス提供開始
13:30～	手洗い 個別活動	10:30～	手洗い 個別活動
15:00～	おやつ休憩	12:00～	ランチタイム（お弁当等持参）
16:00～	個別・集団活動 創作活動、施設遊戯	13:00～	個別・集団活動 創作活動、施設遊戯、イベント
17:30～	お送り	15:00～	おやつ休憩
		16:00～	お送り

■ お迎え

スタッフがご自宅、学校までご都合に合わせてお迎えに上がります。お友達や職員としっかりと挨拶。何事も挨拶から、というウィズ・ユーの方針です。

■ 個別プログラム開始

宿題や学習プログラム・生活プログラムなど、学校終了後に「訓練」ではヘトヘトになってしまいますので、遊びやコミュニケーションを通して押しつけない学習を行います。

■ おやつ

みんなそろって団らんタイム。夏休みなどのイベント時には、一緒に協力して「クッキー」や「かき氷」を作ったり準備をしたりして楽しくおやつを食べます。おやつの時間は社会性を磨く大事な時間でもあります。

■ 集団・グループプログラム開始

プランを基に複数人で取り組みます。年上、年下、同学年と様々なお友達と交流をします。一つの作品をみんなで作ったり、外出をしたり、沢山の事を学んでいただく時間です。

■ ご自宅へお送り

到着時に、スタッフがご家族へウィズ・ユーでのお子様のご様子を報告いたします。細かな事でもご家族からのご意見をうかがい、情報交換をする場でもございます。

フロアマップ



■ 施設の様子



ウィズ・ユーご利用の流れ

問い合わせ・ご相談

スタッフが丁寧に対応・ご説明をさせていただきます。

ご見学・体験

施設や雰囲気、スタッフや利用している子供たちの様子を見に、お子様と一緒にぜひお越しください。体験は、より本利用に近い形でご参加いただけます。

プラン作成

体験終了後、ご利用をお考えの場合はお子様の特性や保護者様のご要望、日時、送迎の有無などをお教え頂き、最適な支援計画をご案内させていただきます。

ご契約・ご利用開始

児童福祉法に基づいた契約書の読みあわせを行います。
難しい表現もございますが、分かりやすくご説明させていただきます。



ご利用のお母さまからの声

他のデイサービスとは違い、訓練やプログラムではなく、個別に対応してくれるので、毎日伸び伸びと通っています。いつも笑顔で帰ってきてくれるので、親としても安心です。



A君小学校5年生
お母様

家では泣いたりグズって、ほとんど宿題が出来ないですが、ウィズ・ユーさんで毎日宿題を見てくれるので、帰ってから宿題を見る必要もなく本当に助かっています。



Bちゃん小学校3年生
お母様

兄弟で利用しています。私が朝早くに仕事が入った時でも、言えばお迎えなど対応してくれるので急な時でも安心です。



C君、D君（兄弟）
お母様

ご利用料金

ご利用料金の目安

放課後等デイサービスの利用料金は、障害児給付費の対象な福祉サービスです。利用料金は自治体によって定められています。受給者証を取得することで、1割を自己負担でサービスが利用できます。(1割負担で約1100円程度。)

下記は、負担上限月額4600円の場合です。



ご利用料金の目安

また、世帯収入によってお支払いいただく上限額が設定されます。上限額を超える利用者負担額は、お支払いいただく必要はありません。下記は、負担上限月額の表です。

世帯の収入状況	ご負担額
生活保護受給世帯	0円
税非課税世帯	
税課税世帯(約900万円以下)	4,600円
世帯所得(約900万以上)	37,200円

これから受給者証を申請される方は、課税証明書をご準備ください。

よくあるご質問

Q：施設を利用したいのですが、誰でも利用することはできますか？

障害のあるお子様で、受給者証をお持ちの方、又はこれから取得する予定の方はご利用頂けます。受給者証を取得するにはどうすれば良いのか分からない場合は、お気軽にご相談ください。

Q：私（保護者）や子どもの希望や要望は聞いてもらえますか？

保護者様やお子様からの希望やニーズを聞き取り、個別支援計画を作成させていただきます。ご希望、ご要望はお気軽にご相談下さい。

Q：食事の提供はしていますか？

お弁当のご用意を頂いております。(購入してきたものも可)
昼食を、みんなで作るイベントも計画にあります。(昼食費として実費を徴収致します。)その際は、事前に告知、同意を頂いたうえで、ご提供させていただきます。

Q：食事提供ではなく、昼食を購入してもらうことは可能ですか？

買物レクリエーションにもなるのでお金をお渡しいただければスタッフと一緒に近くのスーパーやコンビニ等に行きます。お釣りはご帰宅の際に領収書と合わせてお返しいたします。
アレルギーがある場合も細心の注意をはらい対応させていただきますが一度、事前にご相談ください。

Q：宿題を見てもらいたいのですが。

集中して宿題ができるよう個別の学習机を設け、対応させていただいております。
習慣、リズム、ルールを守る、保つ、という意味でも宿題をすることは大事であると考えております。

Q：体を動かしたり、外出するのが大好きなんです、公園などにはよく出かけるのでしょうか？

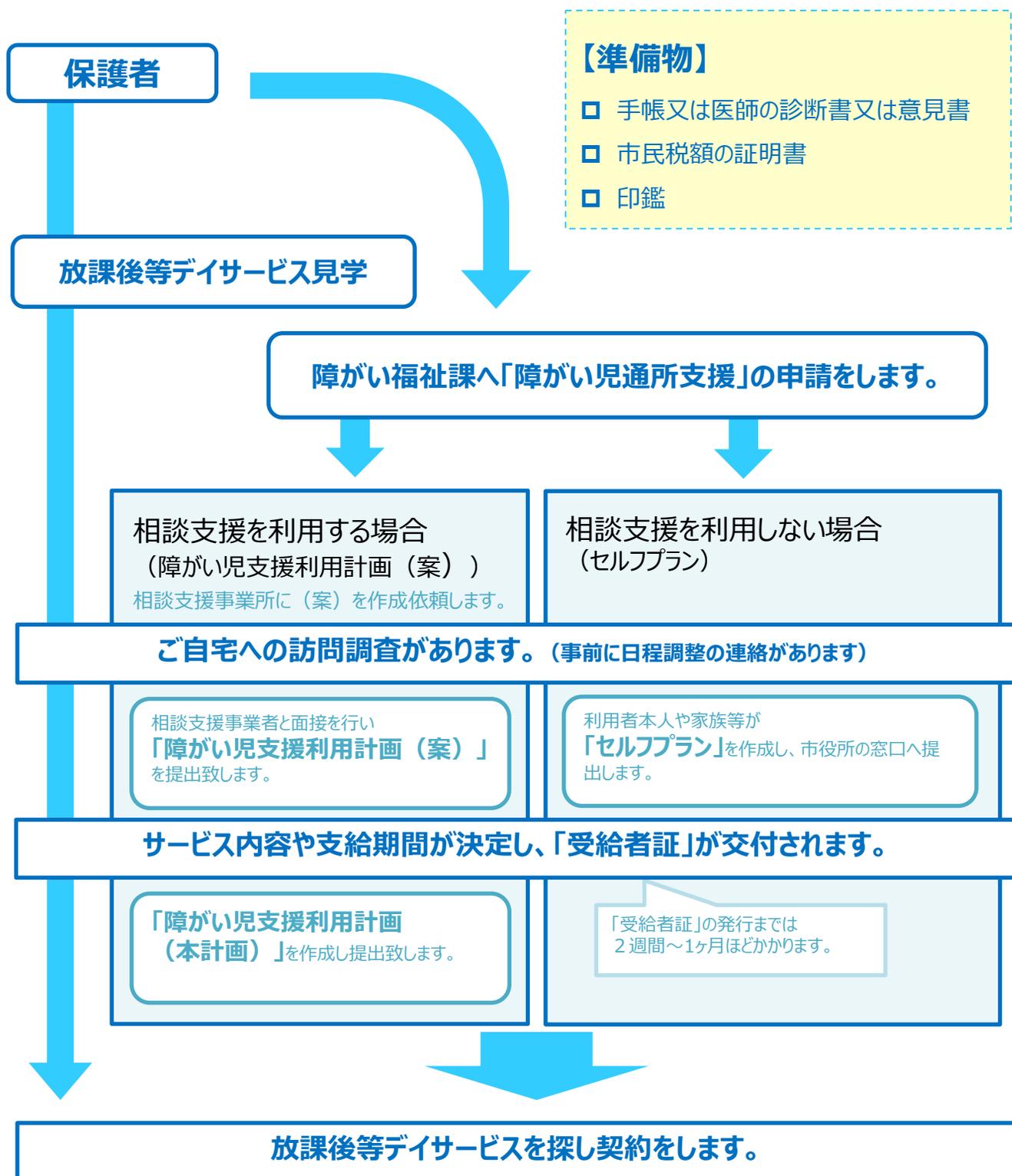
社会との交流の場でもありますので児童の体調、天災などを確認した上で積極的に外出を行います。またなるべく無料の公園や市営施設などの利用を考えておりますが、支援の一環として交通機関を使うなどお金が必要になる場合は事前に告知、同意を頂き外出支援を行います。

参考資料

＜ 放課後デイサービスを利用するには ＞



サービス利用の流れ



ご利用に関して

■ご利用に際して

「通所支援受給者証」と「サービス利用計画書」
が必要になります。

ステップ1 受給者証発行の流れ



- ① 市に書類を添えて申請
- ② 相談支援事業所と契約
サービス等利用計画書作成依頼 or セルフプランの作成
- ③ サービス等利用計画（案）を市へ提出
- ④ 市の調査員が訪問調査
- ⑤ 支給決定。受給者証の交付

【準備物】

- 手帳又は意見書身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は市障害福祉課が認める支援の必要性に関する意見書（保健師や医師の診断書）
- 障害児通所給付費支給申請書（窓口で貰うことができます）
および計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書（相談支援事業所の方でご準備頂けます）
- 市民税額調査の同意書又は市民税額の証明書
- 印鑑
- マイナンバー

ご利用に関して

ステップ2 相談支援事業所契約、 「サービス等利用計画」作成依頼の流れ

「サービス等利用計画」の作成は、地域の相談支援事業所で作成して頂けます。
相談支援事業所がご不明な場合は、当施設にご相談頂くか、市のHP若しくは市の窓口で教えて頂けます。

- ① 市の窓口、WEBで相談支援事業所を探す
- ② 相談支援事業所と契約
- ③ 相談支援事業所へ「サービス等利用計画（案）」作成依頼
- ④ 作成された、「サービス等利用計画（案）」を役所へ提出
- ⑤ 「サービス等利用計画（案）」に同意

同意後、（案）→（正本）に代わります。

※②、③は同時に行われる場合もあります。

※サービス等利用計画（案）を役所に提出後、市の職員と面談（訪問調査）が行われる場合もございます。



支給決定（受給者証の発行）

ステップ3 利用したい放課後等デイサービスを探す

- ① 利用したい施設を探す
- ② 放課後等デイサービスの見学、体験を行う
- ③ 個別支援計画（ご利用者様のプラン）の同意 及び 利用契約
- ④ 利用開始

相談支援事業所とは

相談支援事業所とは

障害児の保護者の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する施設サービスその他の厚生労働省令で定める事項を定めた計画を作成します。

具体的には、日常生活上の支援を必要とする障がいのある方やそのご家族等に対し、窓口による相談や家庭訪問による相談等を行って頂けます。

■ 支援の内容

1. 日常生活のこと、福祉サービスの利用等に関する相談支援
2. 障がいや病状の理解等に関する相談支援
3. 保育や教育等に関する相談支援
4. 家族関係、人間関係等に関する相談支援
5. 社会参加や余暇活動等に関する相談支援
6. 権利擁護に関する相談支援
7. その他、地域生活を送る上で必要な相談支援
8. 「サービス等利用計画書」、「モニタリング」の作成

(1回/年更新)

■ **利用期間** 期間に定めなし

■ **利用料** 無料

**簡単に説明すると、
保護者様、ご利用者様の相談窓口であり
施設と利用者を結ぶ仲介だとお考えください。**

セルフプランについて

サービス利用の流れにもありましたが、相談支援事業へ「サービス利用計画書」の作成をお願いせずに「受給者証の交付」や「サービス利用」を開始することができます。

セルフプランとは

サービス等利用計画と同様、利用者等の希望する生活・サービスなどを記載し、サービス利用者を支援するための計画です。利用者本人や家族などが作成しますが、容易に記載できる様式となっています。

※相談支援事業者が作成する計画とは異なります

セルフプランのメリット

相談支援事業所を経由する手間が省け、相談支援事業所によっては、「サービス等利用計画書」の作成に時間が掛かり場合がある為、急を要する利用の場合でも、セルフプランを作成することにより利用を開始できます。

セルフプランのデメリット

サービス利用の調整や制度の内容をご自身で理解して頂く必要がございます。また、サービス等利用計画（本計画）の作成や、日々のご相談、支給決定後のモニタリングの実施もない為、客観的なご利用者様の評価が分かりにくい部分がございます。

その他

- セルフプランから相談支援事業所へ途中から切り替えることも可能です。
- 相談支援事業所からの相談窓口、モニタリングの実施はされませんが形式は異なりますが施設の方でもご相談やモニタリングの実施をさせて頂きます。